



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月28日
第396号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども・青少年局) 1
- ※滋賀県森林組合法施行細則の一部を改正する規則 (森林政策課) 3

○ 告 示

- 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第5条第1項の規定により指定する区域 (循環社会推進課) 33
- 牛のヨーネ病検査の実施 (畜産課) 33
- 牛の牛海綿状脳症の発生の状況等を把握するための検査の実施 (畜産課) 33
- 牛のアカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症検査の実施 (畜産課) 34
- 鶏の家きんサルモネラ症検査の実施 (畜産課) 34
- 道路区域の変更 (道路保全課) 34
- 道路の供用開始 (道路保全課) 35

○ 公 告

- 基本測量実施公告 (監理課) 35
- 県 税 事 務 所 告 示
 - 軽油引取税の特約業者の指定の取消し (南部) 35
- 県 税 事 務 所 公 告
 - 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (西部) 35
- 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告
 - 土地改良区役員退任および就任公告 (東近江) 36
- 土 木 事 務 所 公 告
 - 道路の位置の指定公告 (湖東) 36

規 則

滋賀県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第18号

滋賀県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 (昭和50年滋賀県規則第16号) の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(表)中

希望金 融機関	普 本支店 番 当	を
------------	--------------------	---

「

希望金 融機関	普 本支店 当 番	を
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		

に改め、同様式(裏)中記入上の注意8を記入上の注意9とし、

記入上の注意5から記入上の注意7までを記入上の注意6から記入上の注意8までとし、記入上の注意4の次に次のように加える。

5 希望金融機関欄………貸付金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「 公金受取口座を利用します。」のにレ印をすること。なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載は不要です。(公金受取口座とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項および第5条第2項の規定による登録に係る口座をいいます。)

別記様式第1号の2(表)中

希望金融機関	普 本支店 当	番
--------	---------------	---

を

「

希望金融機関	普 本支店 当	番
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		

」に改め、同様式(裏)中記入上の注意6を記入上の注

意7とし、記入上の注意5を記入上の注意6とし、記入上の注意4の次に次のように加える。

5 希望金融機関欄………貸付金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「 公金受取口座を利用します。」のにレ印をすること。なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載は不要です。(公金受取口座とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項および第5条第2項の規定による登録に係る口座をいいます。)

別記様式第35号(表)中

貸付機関

を

貸付期間

に、

「

希望金融機関	普 本支店 当	番
--------	---------------	---

を

希望金融機関	普 本支店 当	番
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		

」に

改め、同様式(裏)中記入上の注意7を記入上の注意8とし、記入上の注意6を記入上の注意7とし、記入上の注意5を記入上の注意6とし、記入上の注意4の次に次のように加える。

5 希望金融機関欄………貸付金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「 公金受取口座を利用します。」のにレ印をすること。なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載は不要です。(公金受取口座とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項および第5条第2項の規定による登録に係る口座をいいます。)

別記様式第35号の2(表)中

希望金融機関	普 本支店 当	番
--------	---------------	---

を

「

希望金融機関	普 本支店 当	番
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		

」に改め、同様式(裏)中記入上の注意6を記入上の注

意7とし、記入上の注意5を記入上の注意6とし、記入上の注意4の次に次のように加える。

5 希望金融機関欄………貸付金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「 公金受取口座を利用します。」のにレ印をすること。なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載は不要です。(公金受取口座とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項および第5条第2項の規定による登録に係る口座をいいます。)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第19号

滋賀県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県森林組合法施行細則(昭和53年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第10条第1項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「は、森林組合信託規程承認申請書」を「または森林組合連合会(県の区域を超える区域を地区とするものおよび県の区域を地区とするものを除く。以下「連合会」という。)は、信託規程承認申請書」に改め、同条第2項中「第10条第3項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「は、森林組合信託規程変更(廃止)承認申請書」を「または連合会は、信託規程変更(廃止)承認申請書」に改め、同条第3項中「第10条第4項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「森林組合信託規程変更届出書」を「信託規程変更届出書」に改める。

第4条中「第12条」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を、「組合」の右に「または連合会」を加える。

第5条第1項中「第19条第1項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を、「組合」の右に「または連合会」を加え、同条第2項中「第19条第3項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を、「組合」の右に「または連合会」を加え、同条第3項中「第19条第4項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加える。

第6条第1項中「第24条第1項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を、「組合」の右に「または連合会」を加え、同条第2項中「第24条第3項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を、「組合」の右に「または連合会」を加え、同条第3項中「第24条第4項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加える。

第7条第1項中「第25条第1項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を、「組合」の右に「または連合会」を加え、「同条第2項」を「法第25条第2項(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第2項を削る。

第8条第1項中「第26条の3第1項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「組合」を「組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)または会員に出資をさせる連合会(以下「出資連合会」という。)」に改め、同条第2項中「第26条の3第3項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「組合」を「出資組合または出資連合会」に改め、同条第3項中「第26条の3第4項」の右に「(法第109条第1項において準用する場合を含む。)」を加える。

第9条第1項中「第100条第3項」の右に「および第109条第4項」を、「より」の右に「組合、」を、「もの」の右に「および市町の区域を超えない区域を地区とするもの」を加え、「または組合」を「または連合会」に、「森林組合(生産森林組合)設立認可申請書」を「設立認可申請書」に改め、「。以下「設立認可申請書」という。」を削り、同項第8号中「地域内組合員所有別森林面積」を「地域内組合員(会員)所有別森林面積」に改め、同項第9号中「組合」の右に「、生産組合または連合会」を加え、同条第3項中「組合の」を「出資組合または出資連合会の」に改め、「第9条第7項」の右に「または第101条第6項」を加え、「組合を」を「出資組合または出資連合会を」に改める。

第10条の見出し中「認可」の右に「および届出」を加え、同条第1項中「第61条第2項」の右に「(法第100条第2項および第109条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「は、組合定款変更認可申請書」を「、生産組合または連合会は、定款変更認可申請書」に改め、同項第4号中「総会招集通知書」を「総会(総代会)招集通知書」に、「および総会提出議案書」を「、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本」に改め、同項第5号を削り、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「組合員に出資させる組合(以下「出資組合」という。)」を「出資組合(組合員に出資させる生産組合を含む。次項および第12条第1項第6号において同じ。)または出資連合会」に、「組合定款変更認可申請書」を「定款変更認可申請書」に改め、同項第1号中「法第66条第1項の規定に定める財産目録および」を「最終事業年度に係る」に改め、同項第2号中「第66条第2項」の右に「または第3項および第67条第2項(これらの規定を法第100条第2項および第109条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第3項中「出資組合」の右に「または出資連合会」を、「組合員全員」の右に「または会員全員」を加え、「組合員の」を「組合員全員または会員全員の」に、「組合定款変更認可申請書」を「定款変更認可申請書」に改め、同条第4項中「組合定款変更認可申請書」を「定款変更認可申請書」に改め、同条第5項中「第

9条第7項」の右に「または第101条第6項」を加え、「組合定款変更認可申請書」を「定款変更認可申請書」に改め、同条第6項中「同項第6号」を「同項第5号」に、「同項第7号」を「同項第6号」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 法第61条第4項(法第100条第2項および第109条第3項において準用する場合を含む。)の規定により定款を変更した組合、生産組合または連合会は、遅滞なく定款変更届出書(別記様式第17号)に、次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 変更書
- (2) 変更理由書
- (3) 変更に係る条文の新旧対照表
- (4) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (5) 現行定款謄本

第11条第1項中「第83条第2項」の右に「(法第100条第4項において準用する場合を含む。)または第108条の2第2項」を加え、「組合は、組合解散認可申請書(別記様式第17号)」を「組合、生産組合または連合会は、解散認可申請書(別記様式第18号)」に改め、同項第2号中「総会招集通知書」を「総会(総代会)招集通知書」に、「総会提出議案書」を「総会(総代会)提出議案書」に、「総会議事録謄本」を「総会(総代会)議事録謄本」に改め、同項第3号中「議決」を「決議」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 組合が総代会において解散を決議した場合にあつては、法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面

第11条第2項中「または」を「もしくは」に改め、「第4項」の右に「(これらの規定を法第100条第4項において準用する場合を含む。)」を加え、「組合は」を「組合もしくは生産組合または法第108条の2第1項第3号、第4号、第6号もしくは第7号もしくは第4項第3号の規定により解散した連合会は」に、「組合解散届出書(別記様式第18号)」を「解散届出書(別記様式第19号)」に改め、同項第3号中「組合員名簿」を「組合員(会員)名簿」に改め、同条第3項を削る。

第12条第1項中「第84条第2項」の右に「(法第100条第4項および第109条第5項において準用する場合を含む。)」を加え、「組合は」を「組合、生産組合または連合会は」に、「組合の一方」を「組合、生産組合または連合会の一方」に、「組合合併認可申請書(別記様式第19号)に同項に規定する書面のほか」を「吸収合併認可申請書(別記様式第20号)に」に改め、同項第2号中「組合の総会招集通知書」を「組合、生産組合または連合会の総会(総代会)招集通知書」に、「総会提出議案書」を「総会(総代会)提出議案書」に、「総会議事録謄本」を「総会(総代会)議事録謄本」に改め、同項第7号中「合併認可」を「吸収合併認可」に改め、同号を同項第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (8) 組合が総代会において合併を決議した場合にあつては、法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面

(9) 組合または連合会が法第84条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき総会の決議を経ないで合併を行う場合にあつては、法第84条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する割合を超えていないことを証する書面、法第84条の2第3項および第4項(これらの規定を法第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する手続を経たことを証する書面ならびに理事会議事録第12条第1項第6号中「組合」の右に「、生産組合または連合会」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号中「出資組合」の右に「または出資連合会」を、「第84条第4項」の右に「(法第100条第4項および第109条第5項において準用する場合を含む。)」を、「第66条第2項」の右に「または第3項」を加え、「の規定による」を「(法第100条第2項および第109条第3項において準用する場合を含む。)に規定する」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「の定款付属書」を「、生産組合または連合会の定款および事業計画書」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (4) 最終事業年度に係る貸借対照表

第12条第2項中「新たな組合」の右に「、生産組合または連合会」を加え、「組合合併認可申請書(別記様式第20号)に法第84条第2項に規定する書面および前項各号」を「新設合併認可申請書(別記様式第21号)に、前項第1号から第4号まで、第6号および第8号」に改め、同項第2号中「正組合員」の右に「または正会員」を加え、同項第6号中「合併認可」を「新設合併認可」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「設立した組合」を「合併により設立される組合、生産組合または連合会」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (5) 合併により設立される組合、生産組合または連合会の定款および事業計画書
第12条第3項を削る。

第21条を第22条とする。

第20条の見出し中「および専用契約」を削り、同条中「組合」の右に「または連合会」を加え、「第15条」を「第15条第1項(法第109条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「第23条」を「第23条第1項(法第109条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、「もしくは法第34条の規定による専用契約」を削り、同条を第21条とする。

第19条を削る。

第18条中「組合は」を「組合、生産組合または連合会は」に、「組合役員・参事異動報告書(別記様式第23号)」を「役員・参事異動報告書(別記様式第26号)」に改め、同条を第20条とする。

第17条の見出しを「(総会等終了報告)」に改め、同条中「組合」の右に「、生産組合または連合会」を、「第65条」の右に「(法第100条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「総会終了報告書(別記様式第22号)」を「総会(総代会)終了報告書(別記様式第25号)」に改め、同条を第19条とする。

第16条中「議決」を「決議」に改め、同条を第18条とする。

第15条を第17条とする。

第14条中「および生産組合」を「、生産組合および連合会」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(新設分割の認可)

第15条 法第108条の13第2項の規定による新設分割の認可を受けようとする設立委員は、新設分割認可申請書(別記様式第24号)に、次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 新設分割理由書
- (2) 新設分割を決議した総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (3) 新設分割計画書の謄本
- (4) 最終事業年度に係る貸借対照表
- (5) 法第108条の15において読み替えて準用する法第66条第2項または第3項および第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- (6) 新設分割設立連合会の定款および事業計画書
- (7) 出資組合が総代会において新設分割を決議した場合にあつては、法第108条の15において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- (8) 法第108条の15において読み替えて準用する法第85条の規定により選任された設立委員であることの証明書および設立委員会の議事録謄本
- (9) 出資組合または出資連合会が法第108条の14第1項に基づき総会の決議を経ないで新設分割を行う場合にあつては、同項に規定する割合を超えていないことを証する書面ならびに同条第3項および第4項に規定する手続を経たことを証する書面
- (10) その他新設分割認可の判断に必要な資料

第13条中「別記様式第21号」を「別記様式第23号」に改め、同条第2号中「総会の招集通知」を「総会(総代会)招集通知書」に、「提出議案書」を「総会(総代会)提出議案書」に、「議事録の謄本または抄本」を「総会(総代会)議事録謄本」に改め、同条第3号中「法第100条の3第6項において準用する法第66条第1項の財産目録および」を「最終事業年度に係る」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

(吸収分割の認可)

第13条 法第88条の3第2項または第108条の5第2項の規定による吸収分割の認可を受けようとする出資組合または出資連合会は、吸収分割認可申請書(別記様式第22号)に、次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 吸収分割理由書
- (2) 吸収分割を決議した総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (3) 吸収分割契約書の謄本
- (4) 最終事業年度に係る貸借対照表
- (5) 法第88条の5第1項または第108条の7において読み替えて準用する法第66条第2項または第3項および法第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- (6) 吸収分割をする出資組合または出資連合会(以下この号において「吸収分割組合等」という。)とその事業に

関して有する権利義務の全部または一部を当該吸収分割組合等から承継する出資組合または出資連合会の定款および事業計画書

- (7) 出資組合が総代会において吸収分割を決議した場合にあつては、法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
 - (8) 出資組合または出資連合会が法第88条の4第1項または第108条の6第1項に基づき総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、法第88条の4第1項もしくは第2項または第108条の6第1項もしくは第2項に規定する割合を超えていないことを証する書面および法第88条の4第4項から第6項までまたは第108条の6第4項から第6項までに規定する手続を経たことを証する書面
 - (9) その他吸収分割認可の判断に必要な資料
- 別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記

様式第1号(第2条関係)

信託規程承認申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、 年 月 日総会(総代会)において信託規程を定める決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第10条第1項(第109条第1項において準用する同法第10条第1項)の規定により申請します。

記

- (1) 理由書
- (2) 信託規程
- (3) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (4) その他規程承認の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第2号(第2条関係)

信託規程変更(廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において信託規程を変更(廃止)する決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第10条第3項(第109条第1項において準用する同法第10条第3項)の規定により申請します。

記

- (1) 変更(廃止)理由書
- (2) 新旧対照表(変更の場合)
- (3) 現行規程謄本(変更の場合)
- (4) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (5) その他規程変更(廃止)承認の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第3号(第2条関係)

信託規程変更届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において信託規程を変更する決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第10条第4項(第109条第1項において準用する同法第10条第4項)の規定により届け出ます。

記

- (1) 変更理由書
- (2) 新旧対照表
- (3) 現行規程謄本
- (4) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

「組合の所在地および名称
別記様式第4号中

「組合(連合会)の所在地および名称
を

代 表 者 の 氏 名

④」

代表者の氏名

」

に改め、「本組合」の右に「(連合会)」を加え、「、許可されますよう」を削り、同様式注中「する」を「します」に改める。

別記様式第5号から別記様式第10号までを次のように改める。

様式第5号(第5条関係)

共済規程承認申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において共済規程を定める決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第19条第1項(第109条第1項において準用する同法第19条第1項)の規定により申請します。

記

- (1) 理由書
- (2) 共済規程
- (3) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (4) その他規程承認の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第6号(第5条関係)

共済規程変更(廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において共済規程を変更(廃止)する決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第19条第3項(第109条第1項において準用する同法第19条第3項)の規定により申請します。

記

- (1) 変更(廃止)理由書
- (2) 新旧対照表(変更の場合)
- (3) 現行規程謄本(変更の場合)
- (4) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (5) その他規程変更(廃止)承認の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第7号(第5条関係)

共済規程変更届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において共済規程を変更する決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第19条第4項(第109条第1項において準用する同法第19条第4項)の規定により届け出ます。

記

- (1) 変更理由書
- (2) 新旧対照表
- (3) 現行規程謄本
- (4) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第8号(第6条関係)

林地処分事業実施規程承認申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において林地処分事業実施規程を定める決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第24条第1項(第109条第1項において準用する同法第24条第1項)の規定により申請します。

記

- (1) 理由書
- (2) 林地処分事業実施規程
- (3) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (4) その他規程承認の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第9号(第6条関係)

林地処分事業実施規程変更(廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において林地処分事業実施規程を変更(廃止)する決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第24条第3項(第109条第1項において準用する同法第24条第3項)の規定により申請します。

記

- (1) 変更(廃止)理由書
- (2) 新旧対照表(変更の場合)
- (3) 現行規程謄本(変更の場合)
- (4) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (5) その他規程変更(廃止)承認の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第10号(第6条関係)

林地処分事業実施規程変更届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において林地処分事業実施規程を変更する決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第24条第4項(第109条第1項において準用する同法第24条第4項)の規定により届け出ます。

記

- (1) 変更理由書
- (2) 新旧対照表
- (3) 現行規程謄本
- (4) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第11号中 「組合の所在地および名称」 「組合(連合会)の所在地および名称」
を

代表者の氏名 ㊟ 代表者の氏名

に改め、「本組合」の右に「(連合会)」を加え、「第25条」を「第25条第2項(第109条第1項において準用する同法第25条第2項)」に、「総会議決年月日」を「総会(総代会)決議年月日」に改め、同様式注中「する」を「します」に改める。

別記様式第12号から別記様式第14号までを次のように改める。

様式第12号(第8条関係)

森林経営規程承認申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において森林経営規程を定める決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第26条の3第1項(第109条第1項において準用する同法第26条の3第1項)の規定により申請します。

記

- (1) 理由書
- (2) 森林経営規程
- (3) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (4) その他規程承認の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第13号(第8条関係)

森林経営規程変更(廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において森林経営規程を変更(廃止)する決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第26条の3第3項(第109条第1項において準用する同法第26条の3第3項)の規定により申請します。

記

- (1) 変更(廃止)理由書
- (2) 新旧対照表(変更の場合)
- (3) 現行規程謄本(変更の場合)
- (4) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (5) その他規程変更(廃止)承認の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第14号(第8条関係)

森林経営規程変更届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において森林経営規程を変更する決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第26条の3第4項(第109条第1項において準用する同法第26条の3第4項)の規定により届け出ます。

記

- (1) 変更理由書
- (2) 新旧対照表
- (3) 現行規程謄本
- (4) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第15号中「森林組合設立認可申請書」を「設立認可申請書」に、
「発起人住所」を「発起人の住所」

氏名 ④ 氏名
を に、「森林組合を」を「森林組合(生
産森林組合・森林組合連合会)の」に改め、
発起人住所 発起人の住所

氏名 ④ 氏名
」
産森林組合・森林組合連合会)を」に改め、「認可されますよう」を削り、「第78条第1項」の右に「(第100条第3
項(第109条第4項)において準用する同法第78条第1項)」を加え、「区域内組合員所有別森林面積」を「地域内組
合員(会員)所有別森林面積」に、「組合の」を「森林組合(生産森林組合・森林組合連合会)の」に改め、同様式
注中「する」を「します」に改める。

別記様式第16号および別記様式第17号を次のように改める。

様式第16号(第10条関係)

定款変更認可申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において定款を変更する決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第61条第2項(第100条第2項(第109条第3項)において準用する同法第61条第2項)の規定により申請します。

記

- (1) 変更書
- (2) 変更理由書
- (3) 変更に係る条文の新旧対照表
- (4) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (5) 現行定款謄本
- (6) その他定款変更認可の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第17号(第10条関係)

定款変更届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において定款を変更する決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第61条第4項(第100条第2項(第109条第3項)において準用する同法第61条第4項)の規定により届け出ます。

記

- (1) 変更書
- (2) 変更理由書
- (3) 変更に係る条文の新旧対照表
- (4) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (5) 現行定款謄本

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第23号中「第18条関係」を「第20条関係」に、「森林組合役員・参事異動報告書」を「役員・参事異動報告書」に、
「組合の所在地および名称」を「組合(連合会)の所在地および名称」
に改め、「本組合」の右に「(連合会)」を加え、同様式注2中「する」を「します」に改め、同様式を別記様式第26号とする。

別記様式第22号中「第17条関係」を「第19条関係」に、「森林組合総会(総代会)終了報告書」を「総会(総代会)終了報告書」に、
「組合の所在地および名称」を「組合(連合会)の所在地および名称」
に改め、「本組合」の右に「(連合会)」を加え、「借入金」を「毎事業年度内における借入金」に改め、同様式注1中「する」を「します」に改め、同様式を別記様式第25号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第24号(第15条関係)

新設分割認可申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

設立委員の住所

氏名

設立委員の住所

氏名

(設立委員全員について連記すること。)

このたび 森林組合連合会を新設分割によつて設立したいので、下記の関係書類を添えて森林組合法第108条の13第2項の規定により申請します。

記

- (1) 新設分割理由書
- (2) 新設分割を決議した総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (3) 新設分割計画書の謄本
- (4) 最終事業年度に係る貸借対照表
- (5) 法第108条の15において読み替えて準用する法第66条第2項または第3項および第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- (6) 新設分割設立連合会の定款および事業計画書
- (7) 出資組合が総代会において新設分割を決議した場合にあつては、法第108条の15において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- (8) 法第108条の15において読み替えて準用する法第85条の規定により選任された設立委員であることの証明書および設立委員会の議事録謄本
- (9) 出資組合または出資連合会が法第108条の14第1項に基づき総会の決議を経ないで新設分割を行う場合にあつては、同項に規定する割合を超えていないことを証する書面ならびに同条第3項および第4項に規定する手続を経たことを証する書面
- (10) その他新設分割認可の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第21号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「代表者の氏名 ㊟」を「代表者の氏名 ㊟」に、「総会に」を「総会(総代会)に」に、「議決」を「決議」に改め、「認可されますよう」を削り、「総会の招集通知」を「総会(総代会)招集通知書」に、「提出議案書」を「総会(総代会)提出議案書」に、「議事録の謄本または抄本」を「総会(総代会)議事録謄本」に、「法第103条第6項において準用する法第66条第1項の財産目録および」を「最終事業年度に係る」に改め、同様式を別記様式第23号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第21号(第12条関係)

新設合併認可申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

設立委員の住所

氏名

設立委員の住所

氏名

(設立委員全員について連記すること。)

このたび 森林組合(生産森林組合・森林組合連合会)および 森林組合(生産森林組合・森林組合連合会)を合併し、森林組合(生産森林組合・森林組合連合会)を設立しましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第84条第2項(第100条第4項(第109条第5項)において準用する同法第84条第2項)の規定により申請します。

記

- (1) 合併理由書
- (2) 合併しようとする組合(生産森林組合・森林組合連合会)の総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (3) 合併契約書の謄本
- (4) 最終事業年度に係る貸借対照表
- (5) 合併により設立される組合(生産森林組合・森林組合連合会)の定款および事業計画書
- (6) 出資組合または出資連合会の合併の場合にあつては、法第84条第4項(法第100条第4項および第109条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第66条第2項または第3項および第67条第2項(法第100条第2項および第109条第3項において準用する場合を含む。)に規定する手続を経たことを証する書面
- (7) 合併により設立される組合(生産森林組合・森林組合連合会)の区域を示す地図
- (8) 組合が総代会において新設合併を決議した場合にあつては、法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- (9) 設立委員会の議事録謄本
- (10) 設立委員が正組合員(正会員)であることの資格証明
- (11) 役員調書
- (12) 役員選任に関する経過報告書
- (13) その他新設合併認可の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第22号(第13条関係)

吸収分割認可申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

吸収分割承継組合等の所在地および名称

代表者の氏名

吸収分割組合等の所在地および名称

代表者の氏名

このたび 森林組合(森林組合連合会)が吸収分割し、 森林組合(森林組合連合会)に承継しましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第88条の3第2項(第108条の5第2項)の規定により申請します。

記

- (1) 吸収分割理由書
- (2) 吸収分割を決議した総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (3) 吸収分割契約書の謄本
- (4) 最終事業年度に係る貸借対照表
- (5) 法第88条の5第1項または第108条の7において読み替えて準用する法第66条第2項または第3項および第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- (6) 吸収分割をする出資組合または連合会(以下「吸収分割組合等」という。)とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を当該吸収分割組合等から承継する出資組合または出資連合会の定款および事業計画書
- (7) 出資組合が総代会において吸収分割を決議した場合にあつては、法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- (8) 出資組合または出資連合会が法第88条の4第1項または第108条の6第1項に基づき総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、法第88条の4第1項もしくは第2項または第108条の6第1項もしくは第2項に規定する割合を超えていないことを証する書面および法第88条の4第4項から第6項までまたは第108条の6第4項から第6項までに規定する手続を経たことを証する書面
- (9) その他吸収分割認可の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第19号を削る。

別記様式第18号中「森林組合解散届出書」を「解散届出書」に、

「組合の所在地および名称

代表者の氏名

「組合(連合会)の所在地および名称

を

に改め、「本組合」の右に「(連合会)」を加え、

④」代表者の氏名」

「届け」を「届け出」に改め、同様式注中「する」を「します」に改め、同様式を別記様式第19号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第18号(第11条関係)

解散認可申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

組合(連合会)の所在地および名称

代表者の氏名

本組合(連合会)は、年 月 日総会(総代会)において解散の決議を行いましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第83条第2項(第100条第4項において準用する同法第83条第2項)(第108条の2第2項)の規定により申請します。

記

- (1) 解散の理由書
- (2) 総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (3) 決議した当時の財産目録および貸借対照表
- (4) 組合が総代会において解散を決議した場合にあつては、法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第20号を次のように改める。

様式第20号(第12条関係)

吸収合併認可申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

合併により存続する組合等の所在地および名称

代表者の氏名

合併により解散する組合等の所在地および名称

代表者の氏名

このたび 森林組合(生産森林組合・森林組合連合会)が、 森林組合(生産森林組合・森林組合連合会)を吸収して合併しましたので、下記の関係書類を添えて森林組合法第84条第2項(第100条第4項(第109条第5項)において準用する同法第84条第2項)の規定により申請します。

記

- (1) 合併理由書
- (2) 合併しようとする組合(生産森林組合・森林組合連合会)の総会(総代会)招集通知書の写し、総会(総代会)提出議案書および総会(総代会)議事録謄本
- (3) 合併契約書の謄本
- (4) 最終事業年度に係る貸借対照表
- (5) 合併後存続する組合(生産森林組合・森林組合連合会)の定款および事業計画書
- (6) 出資組合または出資連合会の合併の場合にあつては、法第84条第4項(法第100条第4項および第109条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第66条第2項または第3項および第67条第2項(法第100条第2項および第109条第3項において準用する場合を含む。)に規定する手続を経たことを証する書面
- (7) 合併後存続する組合(生産森林組合・森林組合連合会)の区域を示す地図
- (8) 組合が総代会において吸収合併を決議した場合にあつては、法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- (9) 組合または連合会が法第84条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)に基づき総会の決議を経ないで合併を行う場合にあつては、法第84条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する割合を超えていないことを証する書面、法第84条の2第3項および第4項(これらの規定を法第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する手続を経たことを証する書面ならびに理事会議事録
- (10) その他吸収合併認可の判断に必要な資料

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県森林組合法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第131号

滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則(平成8年滋賀県規則第52号)第5条第1項の規定により、下水道の供用開始が確実に見込まれる区域を次のとおり指定し、令和5年4月1日から施行する。

令和4年滋賀県告示第130号(滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第5条第1項の規定により指定する区域)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定する区域 区域図のとおり

(「区域図」は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、滋賀県甲賀土木事務所、滋賀県湖東土木事務所および滋賀県高島土木事務所ならびに大津市役所、草津市役所、守山市役所、東近江市役所、近江八幡市役所、彦根市役所および長浜市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。ただし、滋賀県甲賀土木事務所にあつては栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、竜王町および日野町の、滋賀県湖東土木事務所にあつては豊郷町、甲良町、多賀町、愛荘町および米原市の、滋賀県高島土木事務所にあつては高島市の、各市役所にあつては当該市の区域に係る区域図を縦覧に供する。)

滋賀県告示第132号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施する。

令和5年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 実施の目的 ヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛
 - (2) 繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛
 - (3) 種付けの用に供し、または供する目的で飼育している雄牛
 - (4) 前3号の牛と同一施設内で飼育している牛
 - (5) 家畜保健衛生所長が指定する牛
- 3 検査の方法 予備的抗体検出法およびリアルタイムPCR法
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - (2) 区域 大津市、彦根市、長浜市(旧長浜市および旧浅井町の区域に限る。)、草津市、守山市、甲賀市(旧甲南町の区域に限る。)、湖南市、高島市(旧高島町および旧安曇川町の区域に限る。)、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、多賀町

滋賀県告示第133号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、牛の死体の所有者に対し、当該死体について、牛海綿状脳症の発生の状況等を把握するための検査を次のとおり実施する。

令和5年3月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 実施の目的 牛海綿状脳症の発生および動向を把握するため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であつて、家畜保健衛生所長が指示するもの
- 3 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号)第9条第2項に定める方法による。
- 4 実施の期日および実施する区域

- (1) 期日 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 区域 県内全域

滋賀県告示第134号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、牛のアカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症の検査を次のとおり実施する。

令和5年3月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 アカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症の発生予察のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 実施する区域で飼育されている牛(未越夏牛)であって、家畜保健衛生所長が指定する牛
- 3 検査の方法 臨床検査および血清学的検査(中和試験法)
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - (2) 区域 県内全域

滋賀県告示第135号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、鶏の家きんサルモネラ症の検査を次のとおり実施する。

令和5年3月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 家きんサルモネラ症予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 種鶏および種鶏候補鶏
- 3 検査の方法 急速凝集反応法
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - (2) 区域 蒲生郡日野町

滋賀県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年3月28日から令和5年4月11日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	477号	蒲生郡竜王町大字小口字ノ川原1053番1地先から	変更後	最小 11.7m	105.8m	道路法第24条工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
		蒲生郡竜王町大字小口字ノ川原1054番34地先まで		最大 18.1m		
		蒲生郡竜王町大字小口字ノ川原1053番1地先から	変更前	最小 11.7m	105.8m	
		蒲生郡竜王町大字小口字ノ川原1054番34地先まで		最大 15.9m		

滋賀県告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月28日から令和5年4月11日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道477号	蒲生郡竜王町大字小口字ノ川原1053番1地先から 蒲生郡竜王町大字小口字ノ川原1054番34地先まで	令和5.3.30	L=105.8m

公 告

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年3月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(国土広域情報修正)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

県 税 事 務 所 告 示

滋賀県南部県税事務所告示第1号

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第58条の3第3項の規定に基づき、次の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

令和5年3月28日

滋賀県南部県税事務所長 寺 本 勉

氏名または名称(法人にあつては代表者の氏名を含む。)	主たる事務所または事業所の所在地	取消年月日
大津興産株式会社 代表取締役 宮崎君武	大津市馬場一丁目15番15号	令和5.2.28

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和5年3月28日

滋賀県西部県税事務所長 松 宮 正 智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9535079号	令和6.3.31	高島市今津町日置前330番地 松本孝治	令和5.3.10

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、西市辺土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年3月28日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	森 彦 蔵	東近江市市辺町1959番地
〃	中 村 修 造	同 所1862番地
〃	中 井 博 宗	同 所1951番地
〃	森 武左衛門	同 所1933番地
〃	黒 瀬 清 吉	同 所1991番地
〃	中 村 由 夫	同 所1876番地
〃	森 三 重 郎	同 所1938番地
〃	森 孫 市	同 所1845番地
〃	中 村 久 兵 衛	同 所1880番地
監事	小 菅 信 一	同 所1969番地
〃	向 井 義 郎	同 所1919番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	森 孫 市	東近江市市辺町1845番地
〃	森 敏 信	同 所1954番地
〃	中 村 肇	同 所1862番地
〃	森 武 司	同 所1933番地
〃	森 紀 之	同 所1938番地
監事	小 菅 信 一	同 所1969番地
〃	向 井 義 郎	同 所1919番地

土木事務所公告

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和5年3月28日

滋賀県湖東土木事務所長 山 崎 彰 吾

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
愛知郡愛荘町島川字八木台556番24、647番4 愛知郡愛荘町島川字畝歩川627番9	121.26m	6.00m	令和5.3.14